

令和2年度（2020年度）

熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金（新型コロナ対応枠）

のご案内

1. 事業の目的と概要

成長が期待される産業分野（情報・通信、医療・福祉、環境、バイオテクノロジー、新製造技術）において、中小企業者等が実施する新製品・新技術の研究開発、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る製品開発等に取り組む企業に必要な経費の一部を助成することにより、新たなビジネスモデルの創出を促進することを目的としています。

2. 対象者

熊本市内に主たる事業所（本社/本店、あるいは主要な工場、研究開発拠点）がある次のもの

- (1) 中小製造業者又は小規模企業者
- (2) 中小製造業者又は小規模企業者を主体とした事業協同組合又は協業組合
- (3) 中小製造業者又は小規模企業者を主体とした任意の団体

※ 中小製造業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における大分類E製造業又は大分類G情報通信業の中分類 39 情報サービス業を営む者です。

※ 小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する者のうち、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における大分類E製造業又は大分類G情報通信業の中分類39情報サービス産業を営む者です。

※ 組合・団体の場合は、1 / 2 以上が市内企業で構成された団体です。

3. 対象事業

■新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る新製品・新技術の研究開発 1 件

【事業例】非接触型検温機器、高機能マスクの開発など

※ 国、他の地方公共団体等の補助金を同時に受けている事業は対象外です

※ 申請は1者（事業者）につき1件までとします

4. 対象事業の助成率及び限度額

■助成率 1 / 2 以内

■限度額 200万円

5. 助成対象経費

専門家への謝金、専門家等の旅費、職員旅費、委託費、研究開発費〔原材料費、構築物費、機械装置費、研究に必要な（汎用性のない）備品費、試作費、設計費、実験費、加工・開発費等〕、直接人件費、等

※直接人件費については、その研究開発に直接関与する方の直接作業時間に係る人件費（但し、助成対象経費総額助成対象経費総額の1/3を超えない額、また情報サービス産業事業者がソフトウェア開発等行なう場合においては2/3を超えない額）

6. 対象事業実施期間

令和2年（2020年）4月1日～令和3年（2021年）3月15日

※ 交付決定日は令和2年11月中旬を予定していますが、事業実施期間は本年4月1日まで遡り、補助の対象とします（本年4月1日より前に発注・契約したものは対象外となります）。

7. 応募手続き

（1）募集期間

令和2年（2020年）10月14日（水）～令和2年（2020年）11月4日（水）

（2）提出書類

- ① 事業計画書……（様式第1号）
- ② 市税滞納有無調査承諾書（別途様式有り）
- ③ 経営状況表（別途様式有り）
- ④ 個人事業主の場合：住民票（3ヶ月以内）及び開業届の写し
法人の場合：登記事項証明書（3ヶ月以内）
団体の場合：代表者の住民票又は登記事項証明書

※ ①②③の様式は市のホームページからダウンロードできます。

（3）応募方法

提出書類一式を以下の問合せ先へ提出してください。

郵送の場合、**11月4日消印有効**となります。

8. 採択方法

- ① 審査委員会により審査し、予算の範囲内で助成額を決定します。
- ② 審査は書類審査（1次）とプレゼン（2次）を予定しています。
 - ・ 助成金は、事業終了後、実績報告書の提出をもって確定し交付します。
- ③ 次の項目に該当する事業は採択できません。
 - ・ 機械、器具等の購入のための申請とみなされるもの
 - ・ 既に助成対象事業が完成したものとみなされるもの

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、採択方法等を変更する場合があります。予めご了承ください。なお、変更がある場合には応募者に対して個別にお知らせします。

9. その他

採択時に、「事業者名称」および「補助事業で行う事業名」等が一般公表されます。

問合せ先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎8階
経済観光局産業部 産業振興課 新産業振興班 TEL 096-328-2950